

鹿沼市建設工事請負仮契約書

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 工期
着手 議会の議決を得て5日を経過した翌日
完成 年 月 日
- 4 請負代金額 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
- 5 契約保証金 円
- 6 解体工事に要する費用等 別紙のとおり

上記の工事について発注者と受注者とは、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の約款の条項によって請負仮契約を締結するものとする。

なお、この仮契約について「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」(昭和39年3月31日条例第1号)第2条の規定による議会の議決(可決)を得たときは、これを本契約とみなし、信義に従って誠実にこれを履行するものとし、否決されたときは、これを締結しなかったものとみなし、受注者にこのことにより損害を生じた場合においても、発注者は一切の賠償の責を負わないものとする。

この契約を証するため、本書の電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が合意の後、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名を行い、それぞれ当該電磁的記録を保有する。

仮契約日 年 月 日

発注者 住所

氏名

受注者 住所

氏名